処方せん

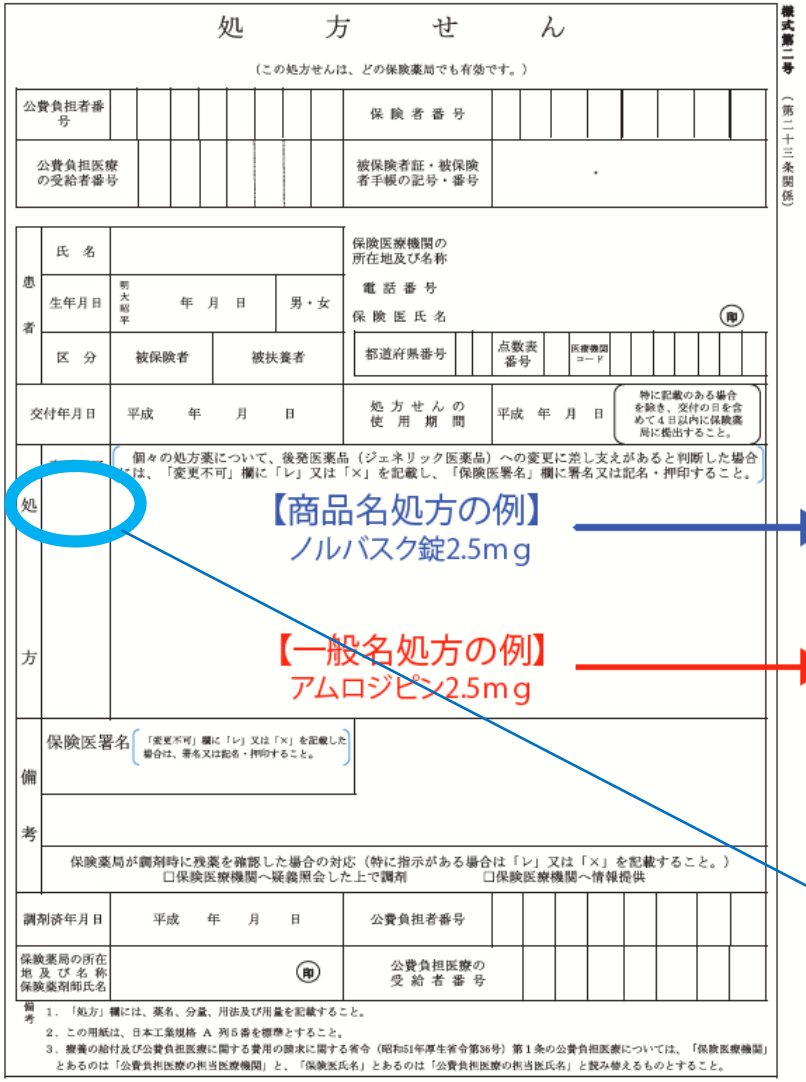

処　方　せ　ん

（この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。）

様式第二号（第二十三条関係）

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	

患者	氏名		保険医療機関の所在地及び名称 電話番号 保険医氏名　㊞
	生年月日	明大昭平　年　月　日　男・女	
	区分	被保険者　被扶養者	都道府県番号　点数表番号　医療機関コード
交付年月日	平成　年　月　日	処方せんの使用期間	平成　年　月　日 特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。

処方　個々の処方薬について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。

【商品名処方の例】
ノルバスク錠2.5mg

【一般名処方の例】
アムロジピン2.5mg

備考
保険医署名　「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。

保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。）
□保険医療機関へ疑義照会した上で調剤　□保険医療機関へ情報提供

調剤済年月日	平成　年　月　日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	㊞	公費負担医療の受給者番号	

備考
1．「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2．この用紙は、日本工業規格 A 列5番を標準とすること。
3．療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとすること。

「日本調剤ジェネリック医薬品ガイド」HPから抜粋

現在の処方せんは、ジェネリック医薬品への変更可否を明示するようになっています。また、薬の商品名でなく、一般名処方であれば、薬局でジェネリック医薬品を選択することができます。

一般名処方とは、医師が処方せんに薬の商品名でなく、有効成分名を記すことです。その場合は、医薬品名の前に【般】が表示されることがあります。

処方せんに記載される薬名

商品名処方
開発した製薬会社が付ける名称

一般名処方
成分の名称

「変更不可」の所に、✓　または　×　がついていなければ、ジェネリックに変更できます。

☞　処方せんは、**発行日を含めて4日間**です。
(薬局の休日も含みます。)